

## 都市計画マスタープランの改定・立地適正化計画の中間見直しについて

## 1. 改定・見直しの背景と目的

## ■茨木市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月改定、令和 2 年 3 月中間見直し）

- ・前回改定から 10 年が経過し、令和 6 年度に改定時期を迎える。
- ・これまでの都市づくりを検証しつつ、新たなまちづくりの方向性を示す必要がある。

## ■茨木市立地適正化計画（平成 31 年 3 月策定）

- ・都市計画マスタープランの改定に合わせ、令和 6 年度に計画間の整合を図りながら、中間見直しを行うこととしている。
- ・誘導区域・施設、施策の検証や防災指針の作成等を行う必要がある。

## 2. 主な改定・見直しの内容（案）

## ■都市計画マスタープラン

- ・社会経済情勢の変化や新たなまちづくりの動向の反映（コロナ禍の影響、防災、ウォーカーブル等）
- ・都市づくりプランの進捗確認・検証、施策の追加検討
- ・都市構造、地域別構想の確認・検証 等

## ■立地適正化計画

- ・誘導区域・施設、施策の検証
- ・防災指針の作成 等

## 3. スケジュール（予定）

	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
都市計画 M P	基礎データ整理・分析 市民アンケート	MP/計画骨子案作成	都市づくりプランの検証	都市構造等の検証 市民意見の聴取	MP/計画素案の作成	MP案の作成 整合 パブコメ	MP改定
立地適正化計画	基礎データ整理・分析 防災指針の検討 区域、施設等の検証	MP/計画骨子案作成	防災指針の作成 区域・施設等の見直し 市民意見の聴取	MP/計画素案の作成	計画案の作成	パブコメ	計画中間見直し
都市計画審議会	● 都市計画審議会	● 都市計画審議会	● 常務委員会 ● 都市計画審議会 ● 常務委員会	● 都市計画審議会 ● 都市計画審議会	● 都市計画審議会	● 常務委員会 ● 都市計画審議会 ● 常務委員会	● 都市計画審議会 ● 都市計画審議会

※現在、想定しているスケジュールであり、特に立地適正化計画については、都市再生整備計画（国費計画）の国との協議状況等を踏まえ、令和 5 年度末に中間見直しを行う可能性がある。